測量及び建設コンサルタント等提出要領　前回からの変更点

1. 申請方法が Logo フォーム入力方式から競争参加資格申請受付システムに変わりました。
 ※システムへの入力・登録により、事業者へ ID、パスワード、業者番号が発行されることで、事業者自身で申請・変更が可能になりました。
 ※システム化により、窓口への持参、郵送、メール、その他の方法による提出は一切受付できません。

2. 事業所の所在地区分の①本社市内を本店市内へ改め、②代表者市内を削除しました（要領4の（2））。

3. 事業所の所在地区分の②代表者市内を削除することにより、
 「代表者市内として住民票の提出もあるが、申請された所在地に居住していることが確認できない。又は、申請後市外へ転出しているが、変更届が提出されていない。」の文言を削除（要領4の（2）後半部分）

4. 次に掲げる書類の提出が不要になりました（要領７の（2））。
 ○使用印鑑届
 ○健康保険被保険者証

5. 次に掲げる書類の内容及び提出方法を変更しました（要領７の（2））。
 ○「業務委託経歴書」（うるま市様式）を廃止し、測量等実績調書（沖縄県仕様）へ変更しました。
 ○「貸借対照表及び損益計算書」（うるま市様式）を廃止し、確定申告書（個人事業主）の写しを提出することに変更しました。

6. 技術職員有資格者名簿の内容を一部変更し、従前の従業員名簿と一緒にしました
 ※うるま市指定様式（【r09_konsaru_yoshiki】：エクセル形式）のシートとして追加（従業員及び有資格名簿シート）。

7. 市外業者のうるま市在住従業員名簿は一部内容を変更しています。
 ※うるま市指定様式（【r09_konsaru_yoshiki】：エクセル形式）のシートとして作成（うるま市在住従業員名簿シート）。

8. うるま市指定様式（Uruma itaku：エクセル形式）を【r09_konsaru_yoshiki】へ全面的に内容を変更しました。

〇従前の従業員名簿の代わりに【r09_konsaru_yoshiki】内の従業員及び有資格名簿シートへ資格コードと従業員名簿を入力することで、資格者数を集計する方法へと変更しました。

※市外業者は資格者数シートへ直接、資格者数を入力することで集計します。